

社会福祉法人白道福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白道福祉会（以下「この法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 非常勤の役員 報酬
- (2) 評議員 報酬
- (3) 評議員選任・解任委員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表1に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
- 4 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会へ出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。評議員選任・解任委員に対する報酬は、評議員選任・解任委員会へ出席した時に支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指

定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員が出張する場合は、別に定める旅費規定に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

一部改正により令和元年6月13日から施行する。

別表1 (非常勤の役員の報酬)

(1)理事

	日額
理事会等会議への出席	5000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5000円

(2)監事

	日額
理事会等会議への出席	5000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5000円

別表2 (評議員の報酬)

	日額
評議員会への出席	5000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5000円

別表3 (評議員選任・解任委員の報酬)

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	3000円